



2024年5月30日

各位

会社名 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵下 伸一郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 山口 裕司
(TEL. 06-6363-5701)

監査等委員会設置会社移行後の役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年4月12日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第17期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会における監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにより、経営の透明性を向上させるとともに意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的としております。

(2) 移行の時期

2024年6月26日開催予定の当社第17期定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、同総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

(2024年6月26日開催予定の第17期定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
庵下 伸一郎	代表取締役社長	同左
丸山 雄平	取締役会長	同左
チン ユウ ヤオ	取締役	同左
寺崎 靖	取締役	同左

石崎 謙二	社外取締役	新任
-------	-------	----

新任社外取締役候補

〈氏 名〉 石崎 謙二 (いしざきけんじ)

〈生年月日〉 1959年5月8日生

〈職 歴〉 1980年4月 高橋電設株式会社入社
 1997年4月 同社 代表取締役
 2014年1月 株式会社エクソル入社
 2018年10月 株式会社ギガエンジニアリング入社
 2023年9月 同社 取締役 (現任)

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2024年6月26日開催予定の第17期定時株主総会に付議)

氏 名	新 役 職 名	現 役 職 名
石塚 亮平	社外取締役 監査等委員	新任
吉原 慎一	社外取締役 監査等委員	新任
山下 和弘	社外取締役 監査等委員	社外監査役

新任監査等委員である社外取締役候補

〈氏 名〉 石塚 亮平 (いしづかりょうへい)

〈生年月日〉 1980年7月19日生

〈職 歴〉 2004年12月 監査法人トーマツ (現: 有限責任監査法人トーマツ) 入所
 2017年5月 石塚亮平公認会計士事務所 (現: 麻布総合会計事務所) 設立代表 (現任)
 2018年10月 株式会社トラステッドパートナーズ (現: 麻布総合コンサルティング株式会社) 設立 代表取締役 (現任)
 2019年6月 当社 社外取締役 (2023年9月26日退任)

〈氏 名〉 吉原 慎一 (よしはらしんいち)

〈生年月日〉 1980年3月19日生

〈職 歴〉 2005年12月 新日本監査法人 (現: EY 新日本有限責任監査法人) 入所
 2013年12月 第二東京弁護士会登録 フェアネス法律事務所入所
 2018年8月 東京六本木法律特許事務所入所
 2021年1月 同事務所パートナー
 2021年2月 株式会社トゥエンティフォーセブン 社外監査役 (現在)
 2022年12月 東京南青山法律会計事務所設立 (現在)

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

(2024年6月26日開催予定の第17期定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
玄葉 俊雄	補欠 監査等委員	新任

新任補欠の監査等委員である取締役候補

〈氏名〉 玄葉 俊雄 (げんばとしお)

〈生年月日〉 1971年9月21日生

〈職歴〉 1996年9月 有木会計事務所入所

1998年4月 株式会社スプリングエステート入社

2001年9月 株式会社アイ・シー・エフ入社

2007年9月 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社入社

2010年3月 株式会社ゲームアーツ 取締役

2014年3月 GGF B.V. Director

2014年8月 GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte. Ltd. Director

2017年1月 GungHo Gamania Co Ltd. COO

2019年12月 株式会社幸楽苑ホールディングス入社

2021年8月 株式会社ビーシーシー 代表取締役 (現任)

2024年2月 株式会社TNP 代表取締役 (現任)

(4) 退任予定監査役

(2024年6月26日開催予定の第17期定時株主総会の終結をもって退任予定)

氏名	現役職名
和泉 利治	監査役 (常勤)
志村 誠一郎	社外監査役

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

(イ) 目的の追加

今後の事業内容の多様化に対応するためであります。

(ロ) 発行可能株式総数の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするためであります。

(ハ) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等

委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(二) その他全般に関する変更

その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2024年6月26日(予定)

定款の一部変更の効力発生日 2024年6月26日(予定)

以上

別紙

当社定款新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条	第2条
1. ~22. (条文省略)	1. ~22. (現行どおり)
(新設)	<u>23. エネルギー発電に関する技術及び機械設備の研究、開発、技術提供、製造、販売及びサポートに関する業務</u>
(新設)	<u>24. バイオガス及び再生可能エネルギーの発電、製造、販売に関する業務</u>
(新設)	<u>25. 一般及び産業廃棄物の処理に関する技術及び機械設備の研究、開発、技術提供、製造、販売及びコンサルティングに関する業務</u>
(新設)	<u>26. 有機物の高度利用に関する農業その他の分野のコンサルティングに関する業務</u>
(新設)	<u>27. 化粧品、健康食品の販売および輸出入</u>
(新設)	<u>28. 家庭用品、日用品雑貨、インテリア用品、福祉用具、装飾品雑貨、宝石、貴金属、時計、衣料品、履物の販売</u>
(新設)	<u>29. 割賦販売業、割賦販売斡旋業</u>
(新設)	<u>30. ビールその他の酒類の販売</u>
(新設)	<u>31. 農作物、畜産物、水産物およびそれらの加工食品の生産、加工および販売</u>

現行定款	変更案
(新設)	32. <u>飲食店および宿泊施設の経営およびコンサルティング業務</u>
(新設)	33. <u>飲食店向け販売業</u>
(新設)	34. <u>野菜、肉類、魚介類等の生鮮食料品、食品、加工食品、調味料等の小売並びにこれに関する物品の製造、加工、卸売および輸出入業務</u>
(新設)	35. <u>食品の研究、開発、製造、売買、輸出入及びコンサルタント業務</u>
(新設)	36. <u>レストラン、食堂、喫茶店、カフェ等の飲食店の経営及びコンサルタント業務</u>
(新設)	37. <u>チェーンシステムによる飲食店の事業企画、加盟店の募集及び指導</u>
23. 前各号に附帯関連する一切の業務	38. 前各号に附帯関連する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>480</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200</u> 万株とする。

現行定款	変更案
<p>第7条～第9条（条文省略）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、</u>公告する。</p> <p>③（条文省略）</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第18条（条文省略）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第7条～第9条（現行どおり）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会の決議</u>によって<u>委任を受けた取締役が定め、これを</u>公告する。</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会<u>の決議または取締役会の決議</u>によって<u>委任を受けた取締役の</u>定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第18条（現行どおり）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>②～③（現行どおり）</p> <p>④法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>④ 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>取締役の全員</u>が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>第28条（条文省略）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第31条（条文省略）</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>（監査役の員数）</u></p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>（監査役の選任）</u></p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第29条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条～第32条（現行どおり）</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査役</u>に対して発するものとし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第 33 条 当社は、<u>監査等委員会の決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発するものとし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数</u>をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第<u>40</u>条 <u>監査役の報酬等</u>は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の会社に対する責任の免除</u>)</p> <p>第<u>41</u>条 当社は、<u>監査役</u>（<u>監査役であったものを含む。</u>）の会社法第<u>423</u>条第<u>1</u>項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第<u>42</u>条 当社は、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第<u>43</u>条～第<u>44</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条（現行どおり）</p>
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第<u>45</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第<u>40</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第<u>46</u>条～第<u>50</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>41</u>条～第<u>45</u>条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 17 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、第 17 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者も含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>